

# 令和5年度更生保護法人清心寮事業計画

## 1 WITHコロナに即した対応

- (1) 新型コロナ感染症については、令和5年5月8日から感染症分類が2類から5類へと変更される見込みであり、感染防止のための規制が緩和されます。しかしながら感染力の強い疾病であることには変わりがないため、国の指導等に即して、的確かつ機動的に対応いたします。集団生活の場面においては、対面での継続的な会話におけるマスクの着用、重症化リスクの高い人のマスクの着用、除菌や手洗いの励行などを個人の判断を尊重しつつ推進します。換気の強化など建物内の飛沫感染の予防を引き続き進めます。
- (2) 万が一感染者が発生した場合に備え、隔離室を確保し、発生の場合の対応手順の事前確認などの徹底を図ります。
- (3) 当寮で隔離せざるを得ない場合、未感染の寮生との生活空間を遮断し、寮生の処遇及び新規入寮に支障が生じないように努めます。このような措置を講じたうえで、更生保護関係者等との交流通信が適切に実施できるように配慮します。

## 2 経営の安定及び強化

- (1) 更生保護事業の円滑な推進を図るため、指導監督機関、更生保護事業委託機関、当法人の運営を支える更生保護関係者、寮生の社会生活移行に関わる雇用、福祉、医療等の関係機関・団体その他の関係者との緊密な連携が不可欠です。これらの関係者と日常的な連絡を密にし、理解と協力を得ることに努めます。  
また、近隣住民の方々をはじめ地域社会の理解と協力が不可欠です。引き続き、地域との交流、地域への貢献の活動及び広報活動を推進します。
- (2) 寮生に対する処遇の充実及び安定的実施のため引き続き経営基盤の強化に取り組みます。収容率100%達成を目指し、実施体制を支える収入を確保するとともに、支出を再点検し節約に努めます。
- (3) 情報公開に努めるとともに、コンプライアンス活動を推進し、法令に則った公正な事業運営を目指します。
- (4) 施設、設備の適切な維持管理を進めます。本年度は、事業開始から32年目となることから、老朽化又は不具合の生じた箇所の点検整備に努めます。  
寮生の安全衛生に配慮するとともに、快適な生活環境を提供します。令和5年度は、老朽化した各居室の床、壁及び天井の修繕を行います。

### 3 更生保護事業の新たな展開に向けて

(1) 更生保護事業法に基づく、現在の更生保護事業は、

- ① **継続保護事業**：対象者を更生保護施設に収容して宿泊場所を供与し、就職支援などにより社会生活移行を促す事業
- ② **一時保護事業**：対象者に対し、帰住・医療・就職の支援、金品の給貸与、生活相談などの改善更生に必要な保護を行う事業
- ③ **連絡助成事業**：以上の更生保護事業の啓発、連絡、調整又は助成を行う事業

に区分されています。清心寮は、①の継続保護事業を主たる事業とし、退寮した者に対する生活相談を行うなど②の一時保護事業を実施しています。

(2) 先般、更生保護事業法が改正され、更生保護事業の枠組みが見直され、令和5年中に実施される見込みです。具体的には、

- ① **宿泊型保護事業**：現行の継続保護事業に該当しますが、施設入所者に薬物依存回復訓練、SST、心理カウンセリング等の専門的援助を行うことなどが明記されています。
- ② **通所・訪問型保護事業**：現行の一時保護事業に加え、通所・訪問により生活指導や専門的援助を行うことが明記されています。
- ③ **地域連携・助成事業**：現行の連絡助成事業に該当しますが、地域における連絡協力体制を整備するなどが明記されています。

に区分されることとなります。

清心寮は、①宿泊型保護事業及び②通所・訪問型保護を実施することになり、③地域連携・助成事業にも一部関与することとなります。

(3) 宿泊型保護事業については、改善更生の効果を高めるための専門的援助が期待されており、そのための委託費単価も充実されました（以下「処遇のメニュー化」という）。これを踏まえ、令和5年度以降、薬物プログラム、SST、文化教養プログラムなどを積極的に実施することといたします。また実施のための人的体制の確保や専門的技法の習得向上に努めます。

(4) 通所・訪問型保護事業については、実施中の訪問支援モデル事業の一層の推進を目指すとともに、上記(3)の専門的プログラムについて清心寮退寮者などに通所により実施できるようにします。

(5) 地域連携・助成事業に関し、埼玉県更生保護観察協会及び埼玉県就労支援事業者機構と協力して、満期釈放者等社会生活の自立に取り組む者に対する支援のネットワークを構築する「更生保護地域連携拠点事業」を令和4年10月から実施していますが、令和5年度も引き続きを推進します。

また、保護観察対象者及び更生緊急保護対象者等の社会復帰支援を

一層円滑に進めるため「埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会」と緊密に連携します。

#### 4 宿泊型保護事業の推進

- (1) 清心寮への受入れの可否の決定の基となる生活環境調整において、保護観察所及び矯正施設と連携して、被保護者の適切な選択を行います。収容能力を勘案しつつできる限り多くの者を受け入れます。
- (2) 高齢者及び障害者などを受入れて生活自立機能の回復支援に努めるとともに、地域生活定着支援センターや関係機関・団体と連携して円滑な社会生活移行の支援及び調整に努めます。
- (3) 施設内の秩序を維持し、犯罪・非行等の問題行動を未然に防止するため、施設の適正な管理運営に努めます。寮生に対しては、健全な生活を営むよう24時間体制できめ細かな指導を行います。
- (4) 被保護者に対する処遇活動の充実を図るため、職員の個別担当制を十分に機能させ、各人の特性に応じた手厚い支援を行います。令和5年度に実施見込みの「処遇のメニュー化」に基づき改善更生に資する高度なプログラムに取り組みます。
- (5) 就労の確保と安定を図るため、ハローワーク・埼玉県就労支援事業者機構等との連携を一層緊密にするとともに、就職情報の収集及び活用や協力雇用主など社会資源の開発に努めます。

就労困難な者に対する福祉の利用、生活自立に不可欠な健康維持治療継続など福祉、医療、住居等に関わる事項について、自助を踏まえつつ必要な支援を行います。
- (6) 被保護者の心情及び行状の安定を図り、更生意欲を助長するため、被保護者を主体とした文化活動を推進します。また、寮生と地域社会の交流を進めるため、保護司組織・更生保護女性会等更生保護諸団体と一層緊密に連携するとともに、地域社会の諸団体が行う関連事業に積極的に参加します。

#### 5 通所・訪問型保護事業に関する事項

- (1) 昨年度に引き続き、国の訪問支援モデル事業を受託し、退寮した被保護者及び満期釈放者に対し地域における自立の継続を支援するため訪問等による生活相談等を積極的に実施します。
- (2) 継続保護事業と相まって、釈放から社会生活の自立継続まで、一貫した支援を行い継続的な社会生活の自立をサポートします。
- (3) 「処遇のメニュー化」によるプログラムは、清心寮退寮者、満期釈放者等も対象となっており、通所による処遇プログラムの推進に努めます。

## 6 研修と研究の推進

- (1) 更生保護施設の経営及び被保護者の処遇の充実に資するため、更生保護施設職員の研修体系モデルに従い、更生保護施設に関する処遇関連教材等を使用した職場内研修を定期的に継続して実施するほか、部外で開催される関連研修、研究会等へ積極的に参加します。
- (2) 「処遇のメニュー化」による専門的プログラムの技法の習得向上に努めます。